

貴自治体名 豊橋市懇談日時 10月 30日(水) 午前10時30分～12時00分懇談会場 豊橋市役所 東館 8階 東80会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2019年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(長寿介護課)電話(0532-51-2359)FAX(0532-56-3810)
メールアドレス(choju@city.toyohashi.lg.jp)

(1) 介護保険料の独自減免制度[広域]

①保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

() ない

(○) ある → 実施年月((2018年4月) 2018年度実績(203)件(1,800,432)円

②市町村独自の低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2019年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

所得段階が第1段階(生活保護等を受けている方を除く。)、第2段階、第3段階の方のうち、①から⑥のいずれにも該当する方。

①市町村民税を課税されている方と生計を同じくしていないまたはその方から生活援助を受けていないこと。

②課税世帯の方の市町村民税の控除対象者となっていないこと。

③自らの居住の用に供する土地、家屋以外の土地または家屋を所有していないこと。

④介護保険料を滞納していないこと。

⑤健康保険の被扶養者となっていないこと。

⑥以下の収入要件を満たすこと。

(第1段階の方)

世帯の前年の収入が80万円(世帯員が1人増えるごとに35万円を加算)以下であること。

(第2及び第3段階の方)

世帯の前年の収入が120万円(世帯員が1人増えるごとに35万円を加算)以下であること。

2) 保険料の全額免除はありますか。

(○) ない () ある

3) 資産保有による制限はありますか。

() ない (○) ある

4) 保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。

(○) ない () ある

5) 申請は必要ですか。

(○) 必要 () 不要

③収入減少を理由にした保険料減免制度の要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

1. 要件

次の①から③までの要件のいずれかに該当する方で、減免の申請をした日の属する年における合計所得金額世帯合算額の見積額とその前年における合計所得金額世帯合算額に対する割合が10分の5未満の方、かつ減免の申請をした日の属する年の前年(1月から3月の場合は前々年)における合計所得金額世帯合算額が300万円以下の方

①主たる生計維持者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき。

②主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

③主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

2. 減免内容(金額・割合)

減免の申請をした日以後6月以内に到来する普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料のうち、徴収猶予又は減免の申請をした日が属する年度中の普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料の10分の5に相当する額

(2)保険料滞納の状況と処分件数について(2018年度実績)[広域]

- 1)保険料滞納者数 (3,684)件
 2)「償還払い」処分件数 (38)件
 3)「保険給付の一時差し止め」処分件数 (0)件
 4)「3割負担」処分件数 (68)件
 5)「財産差し押さえ」処分件数 (0)件

(3)介護保険利用料の独自減免制度[広域]

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ない

()ある → 実施年月(年 月) 2018年度実績()件()円

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2019年4月1日現在)

1)減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

- 2)訪問介護利用料の助成割合 ()
 3)居宅サービス利用料の助成割合 ()
 4)施設サービス利用料の助成割合 ()
 5)利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある
 ※2019年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(4)特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。[広域]

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(265)人(2019年6月現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。107

()把握している → 入所者数(176)人 待機者数(39)人(2019年6月現在)

()把握していない 173 11

(5)施設サービス基盤整備(第7期計画)[広域]

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第7期(2018年度)						第7期計画(2019・2020年度)			
	計画(新規数)		実績(新規)		差(新規数)		2019年度(新規)		2020年度(新規)	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
特別養護老人ホーム	28 (2)	2,412 (200)	28 (2)	2,412 (200)	0 (0)	0 (0)	29 (1)	2,512 (100)	29 (0)	2,541 (0)
介護老人保健施設	18 (0)	1,638 (0)	18 (0)	1,638 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (0)	1,638 (0)	18 (0)	1,638 (0)
認知症グループホーム	65 (0)	1,152 (0)	65 (0)	1,152 (0)	0 (0)	0 (0)	68 (3)	1,206 (54)	70 (2)	1,242 (36)
特定施設入居者生活介護事業所	1 (0)	29 (0)	1 (0)	29 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	29 (0)	1 (0)	29 (0)

(6)介護施設の夜勤形態について[広域]

①施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替夜勤	3交替夜勤
特別養護老人ホーム	29	不明	不明
介護老人保健施設	18	不明	不明

グループホーム	65	不明	不明
小規模多機能	13	不明	不明
看護小規模多機能	6	不明	不明
短期入所	55	不明	不明

②上記施設の内、たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、夜勤配置人員が1名になる場合がある施設数をご記入ください。(同じシフトで働くスタッフの休憩時の1人配置を含む)

	2 交替夜勤	3 交替夜勤
特別養護老人ホーム	不明	不明
介護老人保健施設	不明	不明
グループホーム	不明	不明
小規模多機能	不明	不明
看護小規模多機能	不明	不明
短期入所	不明	不明

(7) 総合事業

①総合事業の対象者数をお答えください。(802)人[広域]

②総合事業の事業所数・利用人数[広域] ただし、2017 年の全てのサービス及び 2018～2019 年の通所型サービス C は[長寿介護課]

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は各年度(2019 年度は4～6月)の月平均をご記入ください。

サービス	事業所数			利用人数		
	2017 年	2018 年	2019 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度
現行の訪問介護 相当の訪問介護	46	106	104	566	1,652	1,627
生活支援型訪問A (緩和した基準)	14	27	27	0	114	122
現行の通所介護 相当の通所介護	114	250	250	872	3,289	3,451
通所型サービスA (緩和した基準)	8	32	35	0	172	235
通所型サービスC (短期集中予防)	0	0	0	0	0	0

※事業所数、利用者人数ともに 2018 年度以降は東三河 8 市町村の合計数

③総合事業における通所サービスについて、利用期間制限のあるものはありますか。[長寿介護課](広域で基準を統一したサービスについてはなし)

()ある (○)ない その他
()
→ある場合
1)そのサービスの名称:()
2)制限期間の数字をご記入ください。
・()週間で終了
・()週間後、クール期間()週間を経て継続、()週間で終了

- ④総合事業への一般財源からの繰り入れはありますか。あればその繰入額をご記入ください。[広域]
 ()ある → 繰入額(2018 年度実績) _____ 円
 (○)ない

- ⑤総合事業における現在の問題点や利用者の状況がありましたら、ご記入ください。[該当があれば、広域または長寿介護]

--

(8)住宅改修などの受領委任払い制度[広域]

- ①住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2018年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない

- ②福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2018年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない

- ③高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2018年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない

(9)高齢者福祉施策

- ①高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	(有)・無	()自治体 ()新総合事業 ()その他事業
		担い手 収集業務課
安否確認・見守り	(有)・無	()自治体 ()新総合事業 ()その他事業
		担い手 生活・介護支援サポーター(ボランティア)
日常生活支援	(有)・無	()自治体 ()新総合事業 ()その他事業
		担い手 シルバー人材センター
買い物支援	(有)・無	()自治体 ()新総合事業 ()その他事業
		担い手 シルバー人材センター

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業を記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

- ②高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である		
	地域巡回バスの名称			
	利用料	高齢者(歳以上)()円、障害者()円 一般()円、子ども(歳～ 歳)()円		
	その他特記事項			
	2018年度の運行実績			
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である		
	各対象者の要件及び助成内容			
	対象者	助成要件		2018年度の助成実績
	高齢者	70 歳以上であって世帯全員が市民税非課税である方(障害者手帳等所持者は障害者の制度で助成)		(20,861)人
	障害者	①15,000 円分 市内に住所を有する身体障害者手帳所持者のうち下肢、体幹、視覚、移動機能、内部障害の1 級から3 級の者、療育手帳B判定(IQ50 以下)		1万5千円分 (5,192)人 2千4百円分 (5,192)人

	以上の者及び精神障害者福祉手帳1級から2級の者 ※ただし自動車税、軽自動車税の減免措置を受けている者は除く ②2,400 円分 ①のうち車椅子利用者（介護サービス料金の助成を付加） ③5,000 円分 市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている6歳以上の者 ※ただし未就学者、電車・コミュニティバス等の交通助成券の交付を受けたもの、上記高齢者の助成要件を満たすものを除く	5千円分 (6,819)人
要介護認定者		()人
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	(○)実施している ()していない ()検討中である 内容 70 歳以上の自主返納者に対してタクシー券、電車・コミュニティバス共通券、元気バス購入のいずれかを助成。	

③サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業の名称	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
認知症カフェ	法人職員(施設職員等)	各カフェにより異なる (運営に市の関与なし)	無
お互いさまのまちづくり	地域住民	団体により異なる (運営に市の関与なし)	無

(10)介護認定者の障害者控除の認定について[長寿介護課]

①認定書の発行枚数(2018年度実績)は (847)枚

②介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

(○)申請書を送付している → 2018年度(1,794)件

()認定書を送付している → 2018年度()件

()自動的に送付していない

③認定書の発行の要件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する

(○)介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()その他、次のような方法で判断している()

2. 国民健康保険 担当課(国保年金課)電話(0532-51-2311)FAX(0532-55-2929)

メールアドレス(kokuhonenkin@city.toyohashi.lg.jp)

(1)国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2017年度	2018年度	2019年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (9.13) %	× (8.7) %	× (9.01) %
	資産割	固定資産税額	× (0) %	× (0) %	× (0) %
	均等割	加入者1人につき	27,600 円	22,500 円	24,900 円
	平等割	1世帯につき	53,400 円	42,900 円	41,300 円
	1人当たり調定額(平均保険料)		95,714 円	89,081 円	91,751 円
	一般会計からの1人当たり法定外繰入額		7,982 円	6,338 円	6,721 円

※2019年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

(2)保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- ①市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。 ※生活保護受給期間の減免は除く。

当該世帯の擬制世帯主、被保険者及び特定同一世帯に市民税所得割が課税されていないこと。(7割・5割軽減該当世帯は均等割・平等割の10%、2割軽減該当世帯は均等割・平等割の20%、軽減非該当世帯は均等割・平等割の40%)

住民税において障害者控除や寡婦(夫)控除に該当していて、前年の合計所得金額が125万円以下であること。(所得割相当額を減免)

- ②保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

納税義務者又は被保険者の傷病・失業・事業休廃止により生活が著しく困難になり、担税力が喪失したと認められる場合で、本年総所得金額等の見込額が前年比10分の5を超え10分の8以下のとき、前年総所得金額等が200万円以下は30%、200万円を超え400万円以下は20%、400万円を超え600万円以下は10%を減免。本年総所得金額等の見込額が前年比10分の5以下のとき、前年総所得金額等が200万円以下は35%、200万円を超え400万円以下は25%、400万円を超え600万円以下は15%を減免。

- ③子どもの均等割などの減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

実施していない。

(3)資格証明書 ※2019年8月1日現在でご記入ください。

- ①資格証明書は交付していますか。 () 交付していない (○) 交付している→(66)世帯

- ②資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- () 国の基準どおり実施している
() 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
() 高校生世代以下の子どものいる世帯
() 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
() 病弱者のいる世帯
(○) 次の場合は、交付対象から除外している

高校生世代以下の子ども

障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象者

前年度及び当該年度に納付相談等があり、納付確認又は納付約束ができている世帯

- ③資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

特別の事情が正当と認められる場合

(災害、盗難、病気または負傷、事業を廃止または休止、事業に著しい損失を受けた、前記に類する事由があった場合)

(4)短期保険証 ※2019年8月1日現在でご記入ください。

- ①有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月(6,014)人 ・1年()人 ・その他()

- ②短期保険証発行の基準をご記入ください。

豊橋市国民健康保険被保険者証の更新時において、前年度第6期以前の保険税に滞納のある世帯

(5)保険料(税)滞納者への差押え

- ①差し押さえの基準をご記入ください。

基準は設けていないが、納付資力があると認められるにもかかわらず、再三の催告にも納付していただけない場合に差押えの手続きに着手している。

②以下の件数をご記入ください。

質問項目		2017年度	2018年度
予告通知書の発行		2,287	2,218
差押え	差押え世帯数	—	—
	差押え件数合計	742	975
	件数内訳		
	不動産	124	126
	預貯金	480	570
	生命保険(内学資保険)	69(—)	80(—)
	その他	69	199
競売による現金化		5(公売)	4(公売)
徴収の猶予	申請件数	0	0
	許可件数	0	0
換価の猶予	申請件数	0	1
	許可件数	0	1
	職権件数	0	3
滞納処分の停止	適用件数	2,018	1,321
	件数内訳		
	無資力	1,687	1,019
	生活保護	57	94
	生活困窮		
	所在不明	274	214
	その他	0	0

(6) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2019年8月1日現在でご記入ください。

①交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (721) 人

②保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (0) 人

③その他 ()

(7) 一部負担減免制度

①一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

※2018年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

②相談・申請の実績(2018年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数 (0) 件 ・申請件数 (0) 件

・減免件数 (0) 件 ・減免金額 (0) 円

(8) 70～74歳の高額療養費の支給申請手続きの簡素化

() 簡素化している(年 月受診分から実施) (○) 検討中 () 簡素化の予定はない

(9) 国保運営協議会

①運営協議会の公開 () 公開していない (○) 公開している

②運営協議会委員の公募枠 () ない (○) ある → (2) 人

3. 税の滞納について 担当課(納税課) 電話(0532-51-2241) FAX(0532-56-5110)

メールアドレス(nozei@city.toyohashi.lg.jp)

(1) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2017年度	2018年度
徴収の猶予	申請件数	0	0
	許可件数	0	0
換価の猶予	申請件数	0	1
	許可件数	0	1

	職権件数	0	4
滞納処分の停止	適用件数	2,970	1,938
	件数	2,274	1,459
	生活保護	66	112
	生活困窮		
	所在不明	630	373

(2) 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2018年度内に引き継いだ件数 (0)件

※東三河広域連合徴収課に引き継いだ件数 175 件

(3) 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

平成28年度に東三河広域連合が設立し、現在は東三河広域連合徴収課に引き継ぎを行っております。

基準につきましては、滞納額累積事案、高額滞納事案、不動産等公売事案、広域的な財産調査が必要な事案等を引き継いでおります。

(4) 少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか

() 引き継ぐ (○) 引き継がない

※東三河広域連合徴収課に引き継ぎます。

4. 生活保護 担当課(生活福祉課)電話(0532-51-2698)FAX(0532-56-5134)

メールアドレス(seikatsufukushi@city.toyohashi.lg.jp)

※ 生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

(1) 生活保護の申請件数とその保護件数について

2018年度相談件数 (251)件、申請件数 (190)件、そのうち保護開始件数 (167)件

(2) 2019年4月現在の受給世帯数と人数 (1,699)世帯、(2,020)人

(3) 過誤払い件数・金額

	①過誤払い件数・金額		②返還請求件数・金額		③返還した件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2016年度分	30	417,897	30	417,897	26	200,337
2017年度分	47	9,730,578	18	371,714	16	273,648
2018年度分	16	320,994	16	320,994	14	143,994

※②、③の件数・金額は、「①過誤払い件数・金額」の発生した年度にご記入ください。

※以下は市のみお答えください

(4) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2018年4月現在	20 人	1 年 7 カ月	0 人	90 世帯	111 人
2019年4月現在	20 人	1 年 9 カ月	0 人	85 世帯	101 人

5. 福祉医療など 担当課(こども家庭課) 電話(0532-51-2335) FAX(0532-56-1705)

メールアドレス(kodomokatei@city.toyohashi.lg.jp)

担当課(福祉部障害福祉課) 電話(0532-51-2340) FAX(0532-56-5134)

メールアドレス(shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp)

担当課(国保年金課) 電話(0532-51-2311) FAX(0532-55-2929)

メールアドレス(kokuhonenkin@city.toyohashi.lg.jp)

- (1) 福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2018年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。
※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度	○		
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		

- (2) 前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)

(改定内容)

- (3) 妊産婦への医療費助成制度を実施していますか。実施している場合、実施内容をご記入ください。

() 実施している () 検討中である () 実施していない

(実施年月日)

(実施内容)

6. 子育て支援策 担当課(こども未来政策課) 電話(0532-51-2382) FAX(0532-56-6050)

メールアドレス(kodomo-seisaku@city.toyohashi.lg.jp)

- (1) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

① 自立支援計画の有無について () ある(年 月策定) () ない

② 自立支援給付金事業について () 実施(年 月実施) () 未実施

2018年度実績 (24) 件 給付額(12,199,385)円

2019年度予算 (33) 件 給付額(14,668,000)円

③ 日常生活支援事業について () 実施(年 月実施) () 未実施

2018年度実績 (0) 件 給付額(0)円

2019年度予算 (15) 件 給付額(135,000)円

④ 教育・学習支援について () 実施(平成27年10月実施) () 未実施

2018年度実績 (4) カ所(101)人 実施時期(毎週土曜日)

2019年度予算 (4) カ所(120)人 実施時期(毎週土曜日)

⑤ NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について

1) 「無料塾」への支援について () 実施(年 月実施) () 未実施

2018年度実績 (1) カ所(450)人、2019年度予算()カ所()人

支援方法(学習支援や子ども食堂を合わせて実施する「居場所づくり」をモデル的に実施)

2) 「こども食堂」への支援について () 実施(年 月実施) () 未実施

2018年度実績 (1) カ所(356)人、2019年度予算()カ所()人

支援方法(学習支援や子ども食堂を合わせて実施する「居場所づくり」をモデル的に実施)

- (2) 就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください(昨年と同じ場合は結構です)。

- ① 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2018年度	2019年度
受給者数	5, 177人	4, 767人

受給割合	16.4%	15.2%
支給額	395,349千円	402,408千円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
※2019年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。

平成26年度改正前の生活保護基準額の(1.3)倍を基礎として算出した所得基準額、その他、生活保護に基づく保護の停止及び廃止。

③就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (2,254,000)円
- ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (3,334,000)円

④申請書の受付先 (○)市町村窓口 ()学校 ()窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目について

- (○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費
- (○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費
- (○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費
- (○)日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
- (○)その他(学校生活管理指導費)

(3)学校給食費に自治体独自の補助を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

()行っている (○)行っていない ()検討中

※行っている場合は、補助内容をご記入ください。

(4)保育について

①保育施設の数について(2019年4月1日現在)

認可保育所 (か所)	公立(幼保連携型認定こども園を含む)	5
	民間(幼保連携型認定こども園を含む)	57
その他の 認可保育施設 (か所)	家庭的	0
	小規模保育事業A	0
	小規模保育事業B	0
	小規模保育事業C	0
	事業所内保育所	0
	居宅訪問型保育	0
認可外保育施設 (か所)	全体数	36
	その内指導監督基準を満たさない施設の数	36
企業主導型保育事業数(か所)		3

②認可外保育施設への市町村独自での立ち入り・巡回指導等について

- 1)実施状況 (○)実施している ()検討中である ()実施していない
- 2)実施している場合の頻度(児童福祉法上の届出対象施設は年1回、対象外施設は2年に1回)
- 3)具体的な実施内容(中核市として、保育課職員にて国の指導監督基準に基づき実施)

③指導監督基準を下回る認可外施設・事業に対する施策に補助や助成など「質」向上のために実施している施策があればご記入ください。

なし。

④幼児の副食材料費の徴収に伴い、保育料無償化以前の利用料負担を上回る家庭はありますか。

(○)ない ()ある → その場合の金額(円)

⑤給食費の市町村独自の補助・減免措置について

- 1)実施状況 (○)実施している ()検討中である ()実施していない
- 2)実施している対象
 - ()乳児の主食費 ()乳児の副食費 ()幼児の主食費 (○)幼児の副食費

※実施している場合は具体的な内容をご記入ください。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に合わせて、国の副食費免除制度のほか、18歳未満の第三子以降の子どもに対して、市独自制度を設けて負担軽減を図る。

7. 障害者施策 担当課(福祉部障害福祉課)電話(0532-51-2340)FAX(0532-56-5134)

メールアドレス(shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp)

(1)入所施設について(2019年7月時点)

- ・入所施設設置数 (5)カ所
- ・設置する施設の入所待機者数 (84)人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。
- ・待機者数の対前年比(90)%

(2)グループホームについて(2019年7月時点)

- ・グループホーム設置数(86)カ所 対前年比(110)%
- ・共同生活援助支給決定数 338 人 対前年比(114)%

(3)訪問系各サービスの支給状況について(2019年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	894	110. 1	210	30
重度訪問介護	8	88. 9	865	280. 5

地域生活支援事業

移動支援	814	104. 2	30	17. 3
------	-----	--------	----	-------

※最多支給時間は2019年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(4)障害者総合支援法第7条 40歳以上の特定疾患または65歳以上障害者の障害福祉サービスの利用についてご記入ください。(いずれかに○)

- ()介護保険の申請を行わない障害福祉サービス利用者は、障害福祉サービスを打ち切っている。
- (○)本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしている。

※利用できる場合、支給決定期間を短くするなどの条件がある場合は、その条件をご記入ください。

--

(5)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数について

- ・2019 年度支給予定者総数 (21)人、7月1日現在の受給者総数(0)人

(6)国制度に加え、独自の高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象要件について

(○)ない

- ()ある ※ある場合は具体的な対象要件をご記入ください。

--

(7)障害者グループホームの体制について

- ・常勤換算1人以上を配置しているところ GH(86)カ所中(45)カ所
- ・夜勤体制をとっているところ (30)カ所
- ・宿直体制をとっているところ (23)カ所
- ・夜間通報体制をとっているところ (86)カ所
- ・夜勤体制を複数でおこなっているところ (-)カ所

(8)県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。

(○)ない

- ()ある ※ある場合は具体的な補助内容をご記入ください。

--

8. 任意予防接種の助成 担当課(健康政策課)電話(39-9109)FAX(38-0780)

メールアドレス(kenkouseisaku@city.toyohashi.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	1 歳～2 歳未満	2,000 円	医療機関による	H26.4～
ロタウイルス	生後 6 週～24 週 0 日/～32 週 0 日	4,500 円/3,000 円	医療機関による	H24.10～
子どものインフルエンザ	-	- 円	- 円	-
麻疹(接種漏れの人)	2～50 歳未満の2回未接種など	5,500 円	医療機関による	H31.4～

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	60 歳、経過措置(70、75、80、85、90、95、100 歳)	円	2,000 円	H26.10～
高齢者用肺炎球菌(任意)	-	- 円	- 円	-

② 2 回目の任意予防接種を実施していますか。

() 実施している。 (○) 実施していない。 () 検討中

9. 健診事業 担当課(こども保健課)電話(0532-39-9151)FAX(0532-38-0770)

メールアドレス(kodomohoken@city.toyohashi.lg.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

平成30年6月から産後2週間健診に対して1回助成を行っています。

(2) 妊婦・産婦への妊産婦歯科健診の実施状況・実施年月をご記入ください。

平成9年度より妊産婦歯科健診を行っています。妊娠中・産後を通して1回で、平成30年度の受診率は49.9%でした。(平成29年度は45.4%)

(3) 保健所・保健センターへの歯科衛生士の配置について、人数、常勤・非常勤区分をご記入ください。

健康増進課とこども保健課で2名、常勤の歯科衛生士を配置しています。

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2018年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	① 75 歳以上の2割負担をはじめ医療費患者負担増の計画中止を求める意見書・要望書	年 月 日
	② 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書・要望書	年 月 日
	③ 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書・要望書	年 月 日
	④ 介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤ 子どもの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥ 障害児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書	年 月 日
県	① 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日
	② 市町村・愛知県の国民健康保険に事業費補助を求める意見書・要望書	年 月 日

* 2018年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。